

決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10 時 00 分
閉会時間 午後 1 時 49 分

日時 平成 28 年 11 月 10 日（木）

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 望月 勝
副委員長 久保田松幸
委員 皆川 巖 石井 脩徳 山田 一功 桜本 広樹
遠藤 浩 猪股 尚彦 奥山 弘昌 渡辺 淳也
宮本 秀憲 早川 浩 上田 仁 佐藤 茂樹
清水喜美男 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 中村 正則

説明のため出席した者

防災局長 宮原 健一 防災局次長 若林 一紀
防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 廣瀬 久文 消防保安課長 小澤 浩

福祉保健部長 市川 満 福祉保健部理事 三科 進吾
福祉保健部次長 前嶋 健佐 福祉保健部次長 三井 孝夫
福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 井出 仁 福祉保健総務課長 中山 吉幸
監査指導室長 渡辺 久夫 健康長寿推進課長 内藤 梅子
国保援護課長 古屋 正 子育て支援課長 神宮司 易 障害福祉課長 山本 盛次
衛生薬務課長 守屋 英樹 健康増進課長 岩佐 景一郎

森林環境部長 保坂 公敏 林務長 小島 健太郎
森林環境部理事 前沢 喜直 森林環境部次長 笹本 稔
森林環境部次長 石原 啓史 森林環境部技監 小林 均
森林環境総務課長 市川 美季 大気水質保全課長 古屋 敏彦
環境整備課長 村松 稔 みどり自然課長 平塚 幸美
森林整備課長 金子 景一 林業振興課長 桐林 雅樹
県有林課長 山田 秋津 治山林道課長 鷹野 裕司

エネルギー局長 赤池 隆広 エネルギー政策推進監 末木 鋼治
エネルギー政策課長 秋元 達也

人事委員会事務局長 伊藤 好彦 人事委員会事務局次長 石原 洋人

出納局次長（会計課長事務取扱） 鷹野 正則

議題 認第 1 号 平成 27 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第 2 号 平成 27 年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要

審査の順序は、認第 1 号議案について、午前 10 時 2 分から午前 11 時 52 分まで防災局・福祉保健部関係、午後 1 時 00 分から午後 1 時 49 分まで森林環境部・エネルギー局・人事委員会事務局関係の総括審査を行った。

質 疑 防災局、福祉保健部関係

（放課後の子供の居場所づくりについて）

桜本委員

それでは、お伺いいたします。主要施策成果説明書 67 ページ⑮放課後の子供の居場所づくりの促進について幾つか伺います。少子化、人口減少が急速に進む中で、安心して子供を産み育てることができる社会をつくるのが、極めて重要になっております。放課後児童クラブの役割はどういうものなのか。また、クラブの現状はどうか。県のほうでは教育委員会が放課後子供教室というようなことで文部科学省、厚生労働省という、そういった 2 つのものがある中で、その違いなんかも含めて状況を御説明していただけますか。

神宮司子育て支援課長 まず放課後児童クラブの役割でございますけれども、放課後児童クラブは、共働き家庭等の児童に対しまして、学校の空き教室あるいは児童館あるいは公民館等のスペースを利用しまして、適切な遊びの場あるいは生活の場を提供するという事で、児童の健全な育成を図ることを目的としております。放課後児童クラブは、平成 27 年度末で県内 25 市町村 239 カ所を実施しておりまして、本年 5 月 1 日現在ではやはり 25 市町村で 245 カ所が実施しているところであります。

それから、放課後子供教室でありますけれども、こちらのほうは、放課後に児童を対象としまして体験とか学びの場というふうな機会を提供するという事業でございます。大きな違いとしましては、放課後児童クラブは共働き家庭ということで、いわゆる保育を必要とする児童を対象としているところに対しまして、放課後子供教室は全ての児童を対象としているところであります。以上です。

桜本委員

県下で 25 市町村ということの中で、共働き家庭については本当に重要な役割を果たしているということでもあります。私も子供をそういったところに通わせた経験もある中で、この大切な児童クラブの職員の配置基準や賃金は全県的に見てどんな状況に置かれているんでしょうか。

神宮司子育て支援課長 まず放課後児童クラブは、おおむね 40 名以内でクラスを構成することが国の通知で決められてございます。また、それぞれのクラスごとに放課後児童支援員を 2 名以上配置することとされております。放課後児童支援員につきましては、昨年 4 月に施行されました子ども・子育て支援新制度におきまして、全国共通の認定資格制度が創設されたところであります。県では、昨年度から 5 カ年計画で放課後児童支援員の認定資格の研修を実施しておりまして、現在 142 名の方が認定を受けているところであります。

また、賃金についてですけれども、常勤、非常勤、それから、放課後児童クラブを開設している児童館との兼務という実態があります。通常ですと、放課後児童クラブは放課後ですので 3 時間 4 時間というような勤務体制ですけれども、昼間の時間帯を児童館というように勤務を振り分けたりとか、勤務形態とか勤務時間等の異なっているような状況も市町村間であります。また、月給あるいは日給、時間給というように勤務形態によって給与水準も異なっている状況がございます。県で調べたところですが、月給の場合ですと約 8 万円から 16 万円ぐらいの範囲の中で、また日給ですと 7,000 円前後、時間給では 800 円から 1,000 円程度となっております。以上です。

桜本委員

放課後児童クラブというのは共稼ぎの方々というようなことの中で、遊びや生活の場を与え、健全育成を図るという、そういった趣旨で行われているようなんです

が、今、山梨県が学力の低下ということが叫ばれている中で、一般的な子供は、学校から帰れば、家で例えば予習・復習をするという、そういった家庭の中のある程度管理下に置かれる中で学習時間は確保されるわけなんですけど、児童クラブに行っただけでそのまま遊んでくださいということばかりでは、やっぱり山梨の置かれている現状を見ると、児童クラブにおいても遊びや生活の場、健全な場所というようなこと以外にも、ある程度目的を決めながら学習指導ということも、これから山梨県の直近の学力を向上させるという意味においては、非常に重要な役割を担うわけなんですけど、山梨らしさというか、山梨の現状のことを踏まえながら変えていくという、そういった考え方はとれませんか。

神宮司子育て支援課長 今委員が御指摘のとおり、放課後児童クラブは健全な安全安心な場を提供することが目的になっておりますけれども、それぞれの市町村が実施しております放課後児童クラブ単位では、単に安全な場を提供するだけでなく、最近では、体験の機会とか、あるいは学習指導というような独自の取り組みを行っているところでございます。

現在、県内の市町村の児童数としましては4万2,379人という小学生の児童数がありますが、それに対しまして放課後児童クラブの登録児童数が1万536人ということで、全児童数の24.9%というような割合でクラブを利用されているところであります。

国では、全ての就学児童が安全安心に過ごして多様な体験活動ができるようなこと、一昨年、放課後子ども総合プランを策定しまして、教育委員会で所管しております放課後子供教室と、私どもの所管しております放課後児童クラブを一体化あるいは連携した取り組みを進めているところであります。本県でも、山梨県放課後子ども総合プラン推進委員会を設置いたしまして、放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的・連携的に推進するというところで、連携しながら学習指導、学習支援等を進めていく取り組みをしているところであります。

本県の放課後児童クラブの中では、27年度に9市町村44カ所でこのプランに基づきまして放課後子供教室として学習支援等をしているところでございます。これにつきましては、このプランに基づき、本県でも31年度までに19市町村89カ所まで拡充するという計画を持っているところでありますが、今後も市町村が行いますこういった取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。以上です。

桜本委員

厚生労働省所管という中で、なかなか山梨らしさというものを推進していくということは難しさもあるようですが、例えば放課後児童支援員についても年に何回か学習的な講習というようなものもありますけれども、現状わかる部分で説明してもらいたいんですが、そういった中でも、やはり学力、それぞれ27市町村のこれからデータの、何が弱いのか、どこが強いのかというもの、あるいは教育現場においては、郷土を知ろう、地域を知ろうとか、あるいは古き伝統のよさを知っていかうとかというように、やはり市町村の独自なもの、あるいは統一的に山梨県の歴史・風土・文化というようなものもある程度伝えていくということも必要になってくると思いますが、この支援員についてどんなカリキュラムで年間を通じた講習会等をやっておられるんですか。

神宮司子育て支援課長 放課後児童支援員の資格についてですけれども、昨年度の新制度がスタートしてから、こういった支援員になる方々の前提としましては、保育士、社会福祉士、大学等で社会福祉学、心理学、教育学等のそういった専攻をしている方、小中高の教員資格を持っている方が一定の研修を受けてこの資格を取ることとしてお

ります。また、この認定研修につきましては、16科目24時間で、例えば放課後児童クラブの制度の理解、それから、子供に対する基礎的な知識、あるいはクラブにおける子供の育成支援の仕方といったカリキュラムで研修を受けまして資格を取って登録しているところです。

また、先ほど委員が御指摘のとおり、放課後子供教室とクラブの連携では、先ほど申し上げましたけれども、総合プランの推進委員会を設置しておりまして、中でいろいろな事例交換、あるいは県でこういった特色のある取り組みをしましょうというような話し合いをしているところです。また、昨年度から私どもも市町村の教育長会議に出向きまして、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携の推進についてということをお願いをしているところでありまして、今後とも市町村に対して働きかけをしていきたいと思っております。以上です。

桜本委員

先ほど説明があったように、児童の約4分の1がかかわっている、この時間を過ごしているという、そういったことも考えながら、山梨県、そして、各市町村の特徴が出るように今後とも活発な事業を行ってもらいたいと思っております。

部長、考え方をちょっとまとめていただいて、方向性を示していただければと思います。

市川福祉保健部長

ただいま委員御指摘のありました放課後児童クラブにおける教育支援ということにつきましては、大変重要な課題であると認識をしております。先ほど来課長のほうから申し上げますとおり、本県の教育委員会と私ども福祉保健部、これまでも一体的に連携して進めておりましたけれども、また委員御指摘のとおり、その地域の実情に合ったものをまたさらに県といたしまして反映をさせていきたいと思っております。以上でございます。

（医師修学研修資金貸与金償還金について）

遠藤委員

それでは、質問させていただきたいと思っております。説明資料の福5ページにあります医師修学研修資金貸与金償還金についてであります。この返還金というのは、県の予算を使って、そして、医師の地域偏在あるいは診療科偏在の解消を目的にした制度に対して、その目的が達成できずに返還されて、ほかの就職地に就職をしたということで理解をしておりますけれども、この内容についてお伺いをしたいと思います。このうち、出身あるいは就職先、人数などの詳細について御説明いただきたいと思っております。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱）

医師修学資金につきましては、委員御指摘のとおり、一定年数を山梨県で就業することによりまして返還を免除するという制度でございますが、反対に他県、山梨県以外の県で就業することによってその返還義務が生じるということになってございます。これまで平成19年度の制度創設以来、平成27年度末までに660人、25億2,242万円を貸与してまいりました。このうち、平成27年度末までに返還となりましたのは56人、金額にしまして1億1,837万円でございます。貸与者のうち、平成27年度末までに卒業した医学生は370人ですので、この卒業生に対する比率でいきますと、この56人は15.1%であります。このうち、今回こちらにございます平成27年度に返還対象となった者が22人、6,636万円の返還金額でございます。これ以外に、平成25年度に返還対象となりました者からの納入10万円がございましたので、総額で償還金は6,646万円となっているところでございます。

この22人の返還となりました者の出身地でございますが、山梨県出身者が5人、山梨県以外の出身者が17人であります。次に、これら22人の就職先についてで

すが、27年度において返還が決定した時点での就職先は、県外病院へ17人が就業している状況でございます。なお、返還免除の対象となる県内の公立病院に就業している就職者はございません。なお、17人と22人の差の5人につきましては、就業とは別に、国家試験の不合格、貸与を辞退した者、退学等の理由で5人が返還の対象となったところでございます。また、県外病院に就職しました17人のうち、山梨大学の出身者は15人、県外大学出身者は2人というような状況でございます。

遠藤委員 この数字を見て、県医務課としてはどういう感想、所感をお持ちなんでしょうか。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 県内の医師の不足あるいは偏在というのは引き続き大きな課題でございます。この解消に向けまして、修学資金をはじめ、こちらにもございますようにさまざまな事業をとり行っているところでございますが、やはり1人でも多く本県に就業していただけるようにこれまでも取り組みを行ってまいりました。今後におきましてもさまざまな場で働きかけを行っていく必要があると考えてございます。

遠藤委員 先ほどの説明の中で何点か、メモで判断をせざるを得ないんですけれども、全体で25億円出資をして、今のところ1億円の償還があったということだったと思いますが、今、平成27年度を見る限り、金額でいうと18%前後、先ほどの説明だと15.1%とおっしゃったかと思いますが、そうすると、年々ふえているような傾向にあるような気がするんですけれども、その辺の状況がわかりましたらお願いします。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 返還の状況についてでございます。19年度の制度創設以降、やはり返還となっている者はおりますが、特に平成19年度制度創設でございますので、6年間在学をし、さらに第1種、第2種、第3種とございますが、第1種の場合ですと、卒業後6年間の間に3年間県内の公立病院等に就業した場合が免除となりますが、反対に3年を超えて県内の公立病院等に就業しない場合は返還の対象となるという仕組みでございます。これによりまして、6年間借りた方ですと、平成19年度ですから、平成25年度以降卒業して就業しているということで、今後返還の対象になる県外就業をした方が数としてはふえてくる可能性がございます。現実に、平成27年度におきましては22人ですが、平成26年度は10人、平成25年度14人ということで、少しずつですが、現実的にはふえている状況でございます。

遠藤委員 非常に残念な方向へ行っているような気がするんですけれども、この返済に際するときに何かアクションを起こしているのか、どういう対応をしているのか、その辺についてお伺いをいたします。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 返還の対象となる前の段階も含めてですが、修学資金の貸与者につきましては、毎年就業状況等の報告の提出を求めているところでございます。その際に、返還対象となる前の段階で、県内就業を促すべきと考えられます。そこで、修学資金貸与済みで返還が現に猶予されている方の中で、その提出書類をいただくときに、あと何年県内に就業すれば返還免除となる、あるいはあと何年で逆に返還の対象になってしまうというようなことを個別に御案内をしているところでございます。こうした働きかけによりまして、できるだけ県内就業を促せるような形で貸与者に対して働きかけをしているところでございます。

遠藤委員　それともう 1 つ気になったのは、5 人の国家試験に通らなかった方がいらっしや
ったということなんですが、この辺は、27 年度どうですかね。推移についてはど
ういうふうな把握をされているんでしょう。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱）　先ほど御説明いたしました 22 人のうちの 5 人のうち、
全てが国家試験不合格者ではございませんで、国家試験不合格となりました者は 2
人と。特に国家試験の不合格で返還対象となる場合には、卒業後 2 回不合格になっ
た場合ということで、その場合はもうやむを得ず返還を求めているという方でござ
います。そうになりました方が 27 年度におきましては 2 人いたということでござい
ます。国家試験の不合格者につきましては、残念ながら毎年何人かはおります。こ
れまで平成 19 年度の制度創設以来、合計で 9 人の方が国家試験に不合格。失礼し
ました。これは第 1 種です。第 2 種で 5 人ということで、合計で 14 人の方が 27
年度末までに国家試験の不合格等になっている方でございます。

遠藤委員　わかりました。
（医師・看護職員の確保・定着、地域や診療科偏在解消について）
では、次の、今度入り口の部分で質問させていただきたいと思えます。これは説
明資料のほうの福 12 ページに書かれております医師・看護職員の確保・定着、地
域や診療科偏在解消の推進費ということで 3 億 6,800 万円余の予算があるわけ
ですが、このうち、医師の確保・定着、診療科の偏在解消にどの程度の予算が使わ
れているんでしょう。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱）　3 億 6,889 万 1,000 円の医師確保対策費につい
てでございますが、主なものは、ただいま御説明をさせていただいております医師
修学資金貸与事業費、こちらが 3 億 3,672 万円でございます。この 3 億 6,88
9 万 1,000 円の 9 割以上がこの経費でございます。執行といたしましては、医
学部生 341 人へ貸与いたしておりますものが 3 億 3,072 万円でございます。
このほか、後期の専門医研修の貸与事業ということで 5 人に貸与しております。こ
ちらが 600 万円でございます。

次に、主なものといたしまして、地域医療支援センターを山梨大学と共同しまし
て平成 25 年 4 月に立ち上げてございます。こちらにつきましては、医師のキャリ
ア形成と一体的に医師不足病院の医師確保を支援していくということで山梨大学
とともに運営しているものでございますが、こちらの運営事業費に 1,942 万 1,
000 円でございます。さらに最後に、医師確保の中でも最も医師の不足が深刻な
課題となつてございます産科医確保臨床研修支援事業費といたしまして 1,275
万円。これにつきましては、将来の産科医の確保、産婦人科医を選択した後期研修
医の養成をするために、山梨大学医学部産婦人科教室が取り組む事業に対して助成
等を行っているものでございます。以上でございます。

遠藤委員　先ほどの貸与資金との連動ということなんですが、9 割ぐらいがその資金に使わ
れているということですが、主要施策成果説明書のほうですと、341 人に貸与を
したということのようです。この貸与するときの審査は、どんなふうな対応をされ
ているのかお伺いいたします。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱）　修学資金の貸与の審査についてでございますが、これ
につきましては、貸与を行います際に、在学しております山梨大学をはじめそれぞ
れの大学が事前に審査を行つてございます。この大学の審査によりまして、各大学
のほうで順位をつけた推薦書の提出をいただいているところでございまして、それ

に基づきまして貸与を決定しているということでございます。また、貸与に当たりましては、貸与条件、本県への就業を促すものというところを確認した上で契約を交わすというやり方をしているところでございます。なお、県外大学から本修学資金の貸与を受ける方もございますが、その場合には、地域医療に関する論文の提出を求めまして審査を行って貸与をしているという状況でございます。

遠藤委員　　今の説明ですと、県が意思確認を本人からするような面接みたいなことはされていないように思うんですが、そうなんですか。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱）　委員御指摘のとおり、貸与に当たりまして県が直接面接をするというやり方ではありませんで、大学の審査を受けて、その後私どものほうで頂戴したものを書類上審査をして貸与を決定していくというやり方でございます。ただ、やはり直接、学生に対しまして、貸与の条件とか取り組みについて促すということは必要と考えているところでございます。これにつきましては、今年度から、特に在学生に対しまして直接県のほうからも面談を行うというようなやり方を現在企画しているところでございます。なお、山梨大学におきましては、地域医療支援センターの医師が直接事あるごとに面接、あるいは地域医療講座の中で指導を行うというようなこともやっておりますので、大学においてはそういった個々の面接が行われているということでございます。

遠藤委員　　ぜひその方向でお願いしたいと思います。

それから、先ほど地域医療支援センターのことを御説明いただいたんですが、この内容、どういったことをやっているのかお伺いします。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱）　地域医療支援センターでは大きく 4 つの事業に取り組んでいるところがございます。まず 1 点目は、県内の公立病院等の医師に対しまして、実際に臨床研修を受ける新しく就業しました医師に対する指導力を向上させるということを目的といたしまして、臨床研修指導医の養成講習会ということで、県内の医療機関で勤務しております医師に、現に指導していただくためにその指導力の向上を目的とした研修会、7 年目以降の医師を中心として開催しているところがございます。

次に、地域医療キャリア形成支援セミナーということで、山梨大学の医学生に対しまして、特に地域枠の学生の将来のキャリア形成ということで、地域医療へ従事する意識・関心を高めてもらうためのセミナーを開催しております。

次に、若手医師医療技術向上研修会ということで、山梨県内で臨床研修を始めた医師に対しまして、これは全員を対象といたしまして、医師としての技術力の向上を図る目的でもって研修会を開催しております。

最後に、4 つ目の柱の最後でございますが、医学部進学セミナーということで、医療者の裾野を広げる取り組みといたしまして、医師を目指す高校生等に地域医療への理解・関心を高めてもらおうということで、将来医師として県内医療機関に就業していただくようにということで、医療現場における相談、体験談を聞くなどのセミナーを開催しているところがございます。以上です。

遠藤委員　　この辺も非常にいい取り組みをしていると思いますので、今後もぜひ発展をして、地域医療の確保に向けて取り組んでいただきたいと思います。以上で質問を終わります。

（在宅医療の充実と看護職員の確保・定着対策について）

猪股委員

済みません、在宅医療の充実と看護職員の確保・定着対策についてお伺いします。決算説明資料の福 1 2 ページ、主要施策成果説明書の 1 0 2 ページでございます。この事業の概要、また成果についてはこの説明書にあります。この中にあります在宅医療提供チームに対する活動支援 1 4 件と機器整備に対する支援 6 9 件、この具体的内容をお伺いいたします。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 在宅医療提供チームの活動支援 1 4 件の内容についてでございますが、在宅医療につきまして、本県では医療機関が決して多くはないという実情がございます。今後、高齢者の増加ということを考えますと、在宅医療の人材の確保が大きな課題となっているところでございます。また、在宅医療は、例えば医師が 1 人で行うということになりますと、2 4 時間 3 6 5 日対応するということは非常に困難ということで、非常に負担感も大きいという実情がございます。そのため、関係者が連携したチームで行うという対応が非常に重要になっているところでございます。こうしたことから、在宅医療にかかわる多職種の連携の促進、医師等の従事者の確保ということに向けまして、診療所などで形成されます在宅医療提供チームに対しまして助成を行っているところでございます。

1 4 チームの中の主なものといたしましては、甲斐市におきまして、7 つの病院・診療所を中心として形成されました甲斐在宅ネットワークというものがございます。この甲斐在宅ネットワークが行います会議、また在宅医療の症例の検討会、また事例発表、あるいは先進的な医療者によります講演会というようなことを開催してございます。そういったものに対する支援を行っているところでございます。また、主なものとしまして、富士北麓の 6 つの病院・診療所を中心とした富士北麓在宅医療連携の会がございまして、こちらでも同様に在宅医療に関する事例検討会、講演会等の開催をしてございます。そういったものに対しまして支援を行っているというものでございます。

続きまして、機器整備に対する支援でございます。課題となっております在宅医療提供態勢の強化に向けまして、在宅医療を実施しております医療機関等の強化が必要でございます。このため、在宅医療に取り組む医療機関、訪問看護ステーションが行います在宅医療機器システムなどの整備につきまして支援をしたものでございます。主なものといたしましては、医療機器といたしまして、ポータブル超音波画像診断装置、こちらにつきましては 2 0 件でございます。ポータブル心電計 1 2 件、また、訪問診療用の車両 3 2 件、こういったものに助成をしているところでございます。

猪股委員

ありがとうございます。大分先を見て努力していただいていることはわかります。そこで、次の質問に入ります。在宅医療の患者数、これはなかなか見えない数字なんですけれども、その辺と、提供体制の現状についてお伺いします。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 在宅医療の患者数につきましては、直近で厚生労働省からレセプトデータが提供されているものがございます。これは平成 2 5 年度における本県の在宅医療等の患者さんの数を集計したものでございますが、これによりますと、訪問診療等を受けております患者さんの数、こちらが 1 日当たりですが、2,579 人という数字がございまして、これにつきましては、人口 1 0 万人当たりで換算いたしますと山梨県の場合 3 0 7 人となりますが、全国の平均の数が 1 日当たりですと 5 7 3 人ということでございまして、これと比較しますと少なくなっているという状況でございます。また、医療圏別に見ますと、中北の医療圏では 1,376 人、全体の約 5 3 %、峡東医療圏で 6 6 3 人、全体の 2 5 %、峡南

の医療圏で 143 人、全体の 5.5%、富士・東部医療圏で 397 人、全体の 15.4%ということになってございます。

近年の状況についてでございますが、これも厚生労働省の医療施設調査がございまして、これが平成 20 年度 9 月の調査データでいきますと 1,772 件とございます。これは同じく厚生労働省の医療施設調査で訪問診療等を行っている件数でございますが、26 年 9 月ですと 3,204 件ということで、この 6 年間で約 1.8 倍ということでございます。こちらは医療圏別の集計がございませんが、在宅医療の患者数はこの数年の間で非常にふえているという傾向がございまして。

次に、在宅医療の提供体制でございますが、大きな担い手となりますのは、在宅医療の支援病院でございます。診療報酬請求上こういったものを標榜している医療機関・病院が 6 カ所山梨県内にございます。また、在宅療養支援診療所を標榜しております医療機関が 63 カ所、合計 69 の医療機関が在宅医療の担い手となっているところでございます。医療圏別には、この 69 が中北医療圏で 38 カ所、峡東医療圏で 18 カ所、峡南で 3 カ所、富士・東部で 10 カ所という形になってございます。また、これ以外に、在宅医療支援病院・支援診療所以外に在宅医療を行っている医療機関も含めると、やはり厚生労働省の医療施設調査によりますと、全てで山梨県内に 107 の医療機関が在宅医療を行っているということになってございます。さらに、在宅医療を支える訪問看護ステーションでございますが、山梨県内で 53 カ所ございます。医療圏別には、中北医療圏で 29 カ所、峡東医療圏で 9 カ所、峡南医療圏で 7 カ所、富士・東部医療圏で 8 カ所となっているところでございます。

こうした医療提供体制についてでございますが、在宅療養支援病院につきましては全国的な水準を超えているところでございますが、在宅療養支援診療所と訪問看護ステーションにつきましては全国の水準を下回っている状況でございます。このため、今後こうした医療機関あるいは医療従事者の充実・強化ということが引き続き図っていかねばならない課題としてあると考えているところでございます。

猪股委員

ただいまの答弁の中で、1 日に約 2,500 人という在宅の関係でお世話になっている方がいるということと、それから、山梨県では、10 万人当たりの在宅医療の関係の利用者が 300 人ほどですか、全国から見ると少ないということなんです。ただ、平成 25 年度の 2,500 人という数字がだんだんふえていくことは間違いないと思います。それと、3 日、4 日前の記事ですが、特養入所条件の厳格化とか、介護する家族を置き去りとか、そういう問題も多々出てきておりますから、在宅医療に関しては、今後、前向きにぜひ力を入れていただきたい、そのように思います。

次の質問に行きます。看護職員の需給状況と今後の見通し、その関係でございます。この説明書の中にもありますけれども、職員修学資金の貸与、また支援相談会とあります。このような形でやっているとは思いますが、その辺はいかがでしょうか。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 看護職員に対しましても、医師の修学資金と同じようにやはり県内の就業を目的といたしまして修学資金の貸与を行っているところでございます。貸与数につきましては、成果説明書 102 ページにございますように、総数で 300 人、新規で 96 人ということで貸与をしているところでございます。また、地域就業支援相談会につきましては、看護職員の再就業ということで、一旦職をおやめになった看護師さんが改めて就業していただけるように就業しやすい環境整備を行う必要があるということで、就業相談会、これを保健福祉事務所単位で開催しているところでございます。これにつきましては、峡東、峡南の保健福祉事務所で今回 2 回行いまして、それぞれ、求職者 8 人に対しまして再就業者 6 人、

求職者 4 人に対して再就業者 3 人ということで実績も上げているところでございます。以上です。

猪股委員 看護師の皆さんが 1 回離職してまた再就職というか職につく、そういうことがしやすいようにしていただきたいと思います。看護職員は、大変な仕事でございますし、この説明書にもあります、県内就職者が七十何%ですか、ありますよね。ぜひこれを上回る数字を希望させていただいて、質問を終わります。以上です。

望月委員長 答弁はいいですか。

猪股委員 いいです。

（ドクターヘリの効果的運用について）

渡辺委員 それでは、こちらの歳入歳出決算説明資料の福 1 2 ページ、そして、主要施策成果説明書 1 0 3 ページに記載されておりますドクターヘリの効果的運用について幾つか伺いたします。ドクターヘリの運用を開始して数年がたちまして、私の地元でも大分会話の中でその運用状況なんかが話題に乗ることも多くなってまいりました。そのような中で、1 0 3 ページに記載されておりますドクターヘリの出動回数 4 3 0 回及び散水不要ランデブーポイントの確保 1 8 6 カ所（1 2 増）と記載されておりますけれども、この 4 3 0 回及び 1 8 6 カ所の地域別の状況をまず伺いたします。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） ドクターヘリの平成 2 7 年度出動回数の地域別の内訳でございますが、医療圏ごとに整理をいたしますと、中北医療圏で 1 3 0 件、全体の 3 0 %でございます。峡東医療圏で 5 9 件、同じく全体の 1 4 %、峡南医療圏で 5 3 件、全体の 1 2 %、富士・東部医療圏で 1 7 5 件、全体の 4 1 %、その他といたしまして、これは他県等に搬送したケースですが、1 3 件、全体の 3 %、このような状況になってございます。なお、平成 2 7 年度と 2 6 年度を比較いたしますと、総数では平成 2 6 年度が 4 2 0 件とありますところ、平成 2 7 年度が 4 3 0 件ということで、ほぼ同水準で 2 6、2 7 年度が推移しているというところでございます。

続きまして、ランデブーポイント 1 8 6 カ所でございます。まずランデブーポイントとしましては、ヘリコプターが効率よく離着陸をするためには、消防隊等によります散水を必要としない芝生あるいはアスファルトという、いわゆる散水不要ランデブーポイントの整備が望まれているところでございますが、こちらが 1 8 6 カ所、山梨県内に平成 2 7 年度末までに整備がされてございます。その医療圏ごとの内訳でございますが、中北医療圏で 9 7 カ所、これは前年度に比しまして 7 カ所の増となっております。峡東医療圏では 2 0 カ所、前年度に比しまして 1 カ所の増でございます。峡南医療圏では 3 4 カ所、前年度に比べて 2 カ所の増でございます。富士・東部医療圏では 3 5 カ所、前年度に比べて 2 カ所の増、全体で 1 2 カ所の散水不要のランデブーポイントの増加ということでその整備に努めているところでございます。以上です。

渡辺委員 御説明ありがとうございました。ドクターヘリの出動回数を見ますと、やはり人口の多い中北が多いんですけれども、それ以上に私の地元の富士・東部圏域が 4 1 %と大分多い印象を受けます。また、これによってドクターヘリの運用前までは低かった救命率が、ドクターヘリの運用によって富士・東部地域はかなり向上されているというようなことがうかがえます。そんな中で、ランデブーポイントの場所なんですけれども、中北が 9 7 カ所に対して富士・東部が 3 5 カ所とまだまだ散水

不要ランデブーポイントは富士・東部地域の整備が進んでいないような状況がうかがえますので、引き続き、散水不要なランデブーポイントの整備等を進めていただければと思っております。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。主要成果説明書の 103 ページのドクターヘリの効果的運用の説明にある 4 行目以下の、県民全てに高度な救急医療を提供する体制が確保され、救命率の向上に寄与したと記載されておりますけれども、具体的に救命率の向上というのはどのような成果があったのか次にお伺いいたします。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 救命率の向上についてでございますが、一般的に救命率と申しますと、心肺機能停止の傷病の患者様の 1 カ月後の生存率がどのぐらいかということを示している場合もございますが、この成果説明書でございます本県のドクターヘリの効果の結果として公表してございます救命率につきましては、ドクターヘリで救急現場から救命救急センターに搬送されました患者さんのうち、搬送時に生存している方の割合を出しているものでございます。

ドクターヘリの導入に当たりましては、その運用の見込みとか導入効果等を検証するため、平成 21 年度でございましたが、日中に救急車で病院に搬送されました重症患者を対象に搬送状況の調査をいたしました。その調査結果によりますと、救急現場から病院に搬送されました重症患者様のうち、病院到着時に生存していた方の割合は 63.2% という数字だったところでございます。これに対しまして、先ほど申し上げました本県のドクターヘリの救命率ということになりますと、救急現場から病院等へ搬送された時点で生存していた患者様ということですので、27 年度実績で 95.5% ということで非常に高い救命率となっているところでございます。この両者の数字は単純に比較はできませんが、ドクターヘリの運用は、重症・重篤の患者様の救命率の向上には大きく寄与しているというものと考えているところでございます。

渡辺委員

救命率について、平成 21 年度のドクターヘリ運用前は 63% 程度だったものに対して、単純比較はできないとの御説明だったんですけれども、ドクターヘリの導入後は 95.5% と飛躍的に向上されているということで、その中でも特に距離的に遠いところにあります富士・東部地域とか、あるいは峡南地域については、本当に地域にとって効果的な運用がなされているということで、そこに住まう 1 人としても大変感謝しております。しかしながら、ドクターヘリも、導入前から指摘されていますとおり、視界不良の状態、天候が悪かったりとか夜間とかそういった場合には運用できないという問題点も指摘されている中で、また、ドクターヘリを導入してもなお地域間における救急医療の格差があるというような状況もございます。そのような中で、今後の富士・東部地域への救急医療確保の取り組みについて、全体的に最後にお伺いいたします。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 富士・東部地域でドクターヘリを活用しました救急医療の提供ということになってまいりますと、課題といたしましてございますのが、委員御指摘のとおり、ドクターヘリが昼間、有視界、視界がある中でなければ運航ができないということ、さらに天候不順時、濃霧等で視界が妨げられる場合には運航ができないということがございます。

こうした場合に、富士・東部地域のドクターヘリを活用するような救急医療をどのように確保していくのかということにつきましては、平成 14 年度から近県の共同運航に参加をしているところでございます。現在は 3 県広域連携ということで、神奈川県、静岡県、山梨県の 3 県でお互いにカバーをし合おうということ

連携協定を結んでございます。これによりまして、平成 27 年度におきましては、富士・東部地域におきまして 7 件、神奈川県からのヘリによります救急患者さんのドクターヘリによる搬送がございました。

また、天候不良時ですと、ヘリがどうしても仮に共同運航なんかでも行けない場合、あるいは夜間というような場合はヘリが飛べないというわけでございますが、そういった場合に、富士・東部地域から救急車を利用して中央道を利用して搬送した場合、峡東地域で昼間であればドクターヘリとランデブーができますように、26 年度には勝沼インターの管理ヤードをランデブーポイントとして利用できるように確保しているところでございます。

また、夜間ヘリが飛べないときには、県立中央病院にドクターカーがございまして。年間で 474 件の出動がございまして、平成 27 年度におきましては、富士・東部地域に 31 件出動して、医師が乗車したドクターカーで救急医療の提供ができるようにということを取り組んでいるところでございます。

さらに、昨年度から着手いたしましたドクターヘリの給油基地の整備に関する事業でございまして、昨年度調査を行いまして、今年度補正予算によりまして新たな給油基地を県立中央病院に整備するというところで現在取り組んでいるところでございます。この整備が可能になりますと、ドクターヘリは出動の都度、双葉の給油基地に戻って給油をして出動に備えるということをやめられていくというところでございますが、出動の都度双葉に行くことなく中央病院でそのまま給油ができるということになりますと、現在は双葉へ行って給油して帰ってくる時間が 14 分でございますが、これが直接給油ということになりますと 5 分の給油時間だけで出動が可能となるということで、9 分間の連続出動時間の短縮が図られるということでございます。こうしたことによりまして、富士・東部地域の県民の皆様をはじめ県内全域でのドクターヘリの医療提供の迅速化に努めていくということを取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

（放課後の子どもの居場所づくりの促進について）

久保田副委員長 放課後児童クラブにつきましては、桜本委員からも質問がありましたけれども、違った観点でお聞きいたします。主要施策成果説明書の 67 ページの⑮と、そして、決算説明資料の福 9 ページ、放課後の子どもの居場所づくりの促進について質問します。昨年 4 月、子ども・子育て支援新制度によりさまざまな子育ての支援の充実が図られたものと伺っていますが、放課後児童クラブはどのような改善が図られているのかお聞きします。

神宮司子育て支援課長 放課後児童クラブについてどのように改善されたかということでございます。昨年度施行されました子ども・子育て支援新制度によりまして、対象が小学校 1 年から小学校 3 年生までというところが、小学校 6 年生までに拡大されたところでございます。また、放課後児童クラブ指導員という指導員がいるんですけども、これにつきましては、先ほども御説明しましたが、放課後児童支援員という新たな認定資格を取るといような仕組みに変わって、職員の資格あるいは配置、それから、集団はおおむね 40 人程度で一クラスという集団の規模について新しく基準が示され、放課後児童クラブの質の向上が図られたところでございます。以上です。

久保田副委員長 その改善はわかりますけれども、共稼ぎの家庭に欠かせない放課後児童クラブにつきましては、まだ進捗率が 53% ちょっとということなんです。いずれにしてもそちらの改善というんですか、指導のほうもよろしくお願ひします。

次に、東京都など都市部では保育所の待機児童問題が深刻となっておりますが、子

育てと仕事の両立を支援するためには、放課後児童クラブにおいても十分な受け入れ態勢を確保することが必要ではないかと考えますが、現状で不足はしていないのかお聞きします。

神宮司子育て支援課長 保育所につきましては、都市部では待機児童問題が深刻化しているところです。本県では、未就学の保育所に対します待機児童はゼロでございます。また、放課後児童クラブは、小学生の保育所と同じような形、保育を必要とする児童を登録しておりますけれども、本県につきましては、昨年度小6まで対象年齢が拡大されたことで、平成27年から平成31年の5カ年間を計画期間とします子ども・子育て支援事業計画を市町村が策定しております。また、県では、市町村を支援する支援プランを策定しているところでございますけれども、放課後児童クラブにつきましても、地域のニーズに基づきまして、今後5年間で新設あるいは改築等によって受け入れの拡大に取り組んでいるところでございます。なお、放課後児童クラブは67ページですが、昨年度末239カ所から6カ所増加しまして、245カ所、1万542名の児童が登録されているところでございます。県内全体では放課後児童クラブにつきまして、63名の児童が登録できない状況になっております。以上です。

久保田副委員長 登録できない児童数が63名と言いますけれども、放課後児童クラブが設置されていない市町村もまだまだあります。それも早急に設置するように指導してほしいなと思います。

最後に、少子化、人口減少の急速に進む中、安心して子供を産み育てることができ環境づくりが必要ですが、放課後児童クラブについても、利用を希望する全児童の受け入れができる環境を整備していくことが重要だと考えます。県として今後どのように取り組んでいくのかお聞きいたします。

神宮司子育て支援課長 県では、放課後児童クラブの運営につきましては、運営費の補助金、またこのほかに施設整備あるいは設備の整備等につきましても、補助基準額の3分の1を助成しているところでございます。放課後児童クラブの受け入れの拡大を図るためには、平成27年度については2市3カ所において放課後児童クラブの整備に助成したところでございます。また、今年度28年度につきましては、3市1町1村の7カ所におきまして放課後児童クラブの整備に助成をすることとしているところでございます。いずれの助成につきましても、市町村の要望の全箇所を予算計上しているところでありまして、今後も子育てと仕事の両立を支援し、安心して子供を産み育てることができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。以上です。

（人材育成等による地域防災力の強化について）

清水委員 主要施策成果説明書120ページの人材育成等による地域防災力の強化についてお尋ねいたします。この活動の内容を見ますと、共助のかなめとなる防災リーダーをいかに養成するか、その枠をいかに拡大するかということと、防災活動のかなめとなる人の活動量をいかに上げるかということをやってきたということになっております。

私は最近非常に思うことがございまして、今、高齢化社会が急速に進んでおります。こうした中にいろいろな災害が起こったときに、避難場所に行けない、あるいは私は膝が悪くて行けないとか腰が悪くて行けないという、そういう人が確実にふえてきているんです。私の家の近所にもそういう人がいっぱいいて、決まっている避難所はわかっているんだけど、私はとても行けないよと。だから、近辺にあるこ

このところへ私は行きますよという、そういう人が、マイ避難所という考え方がすごい必要だと私は思っていて、そういうことを言っているんです。

そういうふうに考えたときに、リーダーはもちろん当然養成は必要なんですけれども、自分でいかに自分の命を守るかという、そういう自助のノウハウをいかに多くの人があるかということが命の継続にはすごく必要だと思うんです。例えば土砂崩れで濁流が目の前には流れているけれども、水が欲しいよと。だけど、その濁流を浄化するノウハウが実はあるんですね。ハンカチを使って浄化するとか。そういうものを知っていると、それだけで命がつけるとか。あるいは、山梨県は山林とかがいっぱいある。そういうところに食べられる物とか食べられない物、私どもが小さいころは野イチゴを食べたり、クワの実を食べたりということがあったんだけど、今の子供はそういうことを知らない。そういうことを知っていると、それだけで命をつなげることができるという、いわゆる自助のノウハウというのがいっぱいあるんだけど、それがなかなか今オープンにされていないということを私はすごく気にしているんです。そういうことで、急速な高齢化の中で、自助に対する地域及び体験、そういったものをどのように今までやってきたのかというところをお尋ねしたいと思います。

廣瀬防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 県民みずからが自分の命を守るという自助に関しましては、県のほうでも非常に大切だと思って取り組んでおります。県では、昨年度は防災啓発用のパンフレットを県内の全世帯に配布しまして、それを基に家庭内での話し合いをしていただく。さらに、防災講演会とか、県政出張トーク、県政出前講座の開催などそういったことを通じまして、さまざまな方策により防災知識の普及啓発に取り組んでいるところです。また、知識の普及に関しまして、今年度になりますけれども、自分の命は自分で守るというのをテーマにしたテレビコマーシャルを作成しまして、今年の 10 月 8 日から 17 日までの間に 110 回、朝の時間帯を中心に放送したところでございます。

また、委員がおっしゃいますように体験の部分でございしますが、自助に関する体験といたしまして、県立防災安全センターにおいて、地震の体験車とか、煙体験の設備、さらには消火体験のコーナーとか、人工呼吸、それから、AED の操作をする、心肺蘇生をする救命救急体験コーナー、そういったものの整備もございします。また、センターのほうでは、例えば缶詰の空き缶と食用油、ティッシュペーパー、そういったものを利用して代用ろうそくをつくったり、また、ごみ箱とポリ袋、それから、紙おむつを用いた代用トイレ、そういったものなんかの説明なども行っている。そういったことを通じまして、地域の皆さん個人個人の防災力の意識の向上を図っていくと、そういったところでございます。

清水委員

ありがとうございました。人材育成というと、とにかくリーダーとかそういうところに頭が行ってしまうんですけれども、自分の命は自分で守るという、そういうことが考えられて、そういう行動ができるという人材を育成するという、そういう立場でまた今後もやっていただければなと思います。

それともう 1 点、子供たちに対して、防災面でどういう教育をするかということ、学校の中でいろいろやっているんですけれども、今、私申し上げたように体験という意味では学校教育の中ではすごく不足していると思うんです。そういった学校教育の中で不足している体験というものを、今までどうやってきたのかということ、今後どうやっていくのかというようなことをですね。例えば避難所ではひもを結ばなきゃいかんけど、ひもの結び方がわからない子供がいるとか、ナイフが使えない子供はいっぱいいるんですね。そういうようなことも学校教育の中に必要なんですけれども、そういうことも含めて、今後どういうふうに学校教育の中でそういうも

のを入れていくかというところをちょっとお願いします。

（「決算委員会と離れているよ」と呼ぶ者あり）

望月委員長 委員各位に申し上げます。意見を述べるときは、その内容を簡潔・明解に、よろしくお願いします。

廣瀬防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 委員がおっしゃいましたように学校教育の中ではございますが、この中では、子供たちに対してみずからの命を守り抜くということのために、主体的に行動する態度の育成を目的としまして、防災教材を使った教育や予告なしの避難訓練、そういったものについての防災教育も学校のほうではしているところであります。

一方、県のほうではございますけれども、まず家庭の中での備えとか、家庭の中で自分の命をどういうふうに守っていくかということが大事ですので、防災啓発パンフレットを先ほど言ったように全ての児童生徒に配布した上で家庭の中で話し合っていたとか、また、市町村と共同で地震防災訓練等を行っております。この中では、児童生徒の参加を得てそういった活動を体験してもらうことが重要でございます。今回早川の地震防災訓練が 11 月 20 日に行われるんですが、その中でもそうなんですけれども、地元の中学生に避難所でのボランティア体験、要配慮者への配慮とか、炊き出しの運ぶ訓練とか、それから、物資の搬入、そういったものの避難所支援のボランティア活動、そういったものを体験してもらうことで、子供たちの防災意識の向上を図っていく、こういったことも行っております。以上でございます。

清水委員 ありがとうございます。最後になりますけれども、防災ということは、私、減災という言葉を使うといろいろな考え方が出てくるかなと思ってまして、防災じゃなくて減災というものを今後検討していただければなと思います。以上でございます。

望月委員長 答弁はよろしいですか。

清水委員 はい。以上です。

（重度心身障害者医療費助成事業について）

小越委員 私からは、違法と認める事項。重度障害児の医療費窓口無料を廃止し、同じ子供でありながら、障害があることを理由に差別した、また、不当と認める事項の中で、重度障害者医療費助成事業窓口無料廃止によって、県の財政負担は解消しても、重度障害者の負担は大きくふえた、ここにつきまして、まず歳入歳出決算報告書 142 ページ、また、決算説明資料 8 ページ、また、決算審査意見書 39 ページに基づきまして、意見と質問をさせていただきます。

まず重度障害者医療。違法と認める事項についてです。昨年度、重度障害者全体の医療費窓口無料が全面廃止となり、障害を持っている子供たちの医療費も廃止となりました。そこで、同じ子供でありながら、障害があることを理由に差別したことは違法であると私、意見を述べております。その中で、昨年度、市町村がこのことを違法であると感じたのか、市町村独自に重度の障害を持つ子供たちだけは窓口無料を復活しようという動きを次々と取りました。それに対して県はおくれて行ったんですけれども、市町村のこれらの対応について県はどのように市町村に対応したのか、県はどのように考えていたのかまずお聞きします。

山本障害福祉課長 障害者の施策は、市町村と一体となって取り組む必要がございます。重度心身障害者医療費助成制度につきましても、昭和 47 年度の制度開始以来、市町村と県が 2 分の 1 ずつを助成し、共同して実施をしてまいりました。障害児を窓口無料とすることにつきましては、こうした点も踏まえまして、昨年 10 月市長会からの要望がございました。また、ペナルティの見直しに向けた国の検討も始まったところでございました。このような状況も見きわめた中で、中学生以下の障害児について実施したところでございます。以上でございます。

小越委員 市町村が次々対応を変更した中には、住民の皆様から、子供を持つ、同じ子供でありながらおかしいじゃないかという声が市町村に、また、県にも寄せられたと思います。こうした皆さんの声を県はどのように受けとめていたんでしょうか。

山本障害福祉課長 おっしゃるとおり、障害児の医療費の窓口無料化につきましては市民団体の方あるいは市長会などから要望がございました。県ではこうした要望を受ける前から、毎年継続して国に対しまして、重度心身障害児・者の医療費に係る窓口無料化による公費負担制度の確立と、窓口無料化を実施することによる市町村に対する国民健康保険国庫負担金等の減額調整、いわゆるペナルティの廃止について要望しておりまして、現在も続けているところでございます。

先ほど御意見にございました市民団体等からの要望を受けまして、国において子供の医療費助成に係るペナルティの見直しについての検討が進められているということも踏まえまして、今年度から中学生までの障害児の医療費については窓口無料としたところでございます。以上です。

小越委員 そう言いますと、国がやっている、国がやっているという話ですけれども、それでは、県はどうして 1 年で簡単に戻ったんでしょうか。窓口無料を復活するためにまた新たに補正予算を組んだわけですか。1 年で変えるということは、この制度はやり方が誤っていた、間違っていたからじゃありませんか。市町村や住民の皆さんから同じ子供でありながらなぜ障害者だけ差別するんだという声を受けて 1 年で変更するというのは、県の姿勢が間違っていたから、障害者を差別したから、だからじゃないですか。それについて、障害者の皆さんに、お母さん方に謝罪もない、謝りもしない、これは県としての非常に県民に対して不見識だと思います。謝るべきだと思いますが、部長、いかがですか、この問題。

市川福祉保健部長 今回の御意見についてお答えをさせていただきたいと思えます。まず乳幼児医療、子供の医療費無料化につきましては、一定年齢に達しましたら医療費助成制度がなくなるということございまして、今回の重度心身障害者の制度とは異なるということについて認識をしているところでございます。そういった中で、重度心身障害者に係る助成の制度の存続といったものと市町村からの要請、それから、国がペナルティの見直しをしているという諸般の事情を勘案して進めたということでございます。以上でございます。

小越委員 あくまで謝罪しないということは、県民に対して非常に県としての態度が疑問だと思います。

それと同じように、不当と認めるところの、重度障害者医療費助成事業窓口無料廃止によって、県の財政負担は解消しても重度障害者の負担は大きくふえた、このことについて引き続きお伺いいたします。窓口無料を行っていたとき、そして、廃止したときの予算を見ますと、平成 26 年のときには、全部ペナルティも含めて 2

1 億 5,700 万円の予算、そして、昨年度は全部終わりましたので、重度障害者医療費窓口無料の予算に対しては 18 億 7,000 万円というふうに減っております。今回、不用額 3 億円以上が残っております。これはどうしてこのように不用額が残ったのでしょうか。そもそもペナルティがある部分のところを引いて 18 億の予算を計上した。26 年に対してペナルティないからですよ。その分、18 億に対してさらに 3 億残ったということは、どうして 3 億も残ったのでしょうか。

山本障害福祉課長 事業費の積算に当たりましては、各市町村の医療費助成額を積み上げて県予算額を算出しております。窓口無料時も予算の執行残は一定程度発生しております。県においては、各市町村において障害者の医療費を助成するものであるということ踏まえまして、不足額が生じないよう予算を計上したところでございます。

平成 27 年度に 3 億円余の不用額が発生したということにつきましては、助成金の額が減ったということが主な原因になっております。この要因といたしましては幾つかございますけれども、主だったものとして 2 点想定しております。

1 点は、重度心身障害者医療費助成制度の運用に当たりまして、自立支援医療費や、あるいは小児慢性特定疾病といったような他の公的助成制度を優先して適用することが原則となっておりますが、自動還付方式への移行を機に、県におきまして積極的な啓発を行いました。このことによりまして、重度心身障害者医療費助成制度から先ほど申し上げた自立支援医療費や小児慢性特定疾病といったような他の制度への切りかえが進みまして、結果として助成費の減少につながり、不用額が増加したと考えております。

もう 1 点といたしまして、平成 27 年 1 月から高額療養費制度の改正が行われました。この結果、70 歳未満の所得区分が細分化されまして、国民健康保険の場合、年間所得 210 万円以下の方の一月当たりの自己負担限度額が引き下げられました。この結果、保険者負担が増加しまして、自己負担額が大変減少したことによりまして、ひいては助成額の減少につながったということでございます。このほか、受給者自体の減少とか、社会保険加入者の高額療養費算定方法が変更されたといったようなさまざまな要因が相まって不用額が増加したものと考えております。以上です。

小越委員 それでは、自立支援、小児慢特、どのぐらい、何人、幾ら行ったのでしょうか。また、高額療養費の上限額の変更や、それから、社会保険、それはどのぐらいだと考えて検討されておりますか。

山本障害福祉課長 要因といたしましては、自立支援医療費への移行、小児慢性特定疾病への移行、難病等公費助成、他の公費助成制度への移行ということがあつたものと考えておりますが、それぞれの方々がいかにしてその方の制度への適用に変換されたかということの積算は不可能でございまして、積算はできておりません。以上です。

小越委員 自立支援医療は、例えば精神の障害を持っていらっしゃる方の通院ですよ、大体。入院は適用されないと聞いておりますし、上限もあります。そこでそのようにたくさん不用額が残ったというふうに言えるのでしょうか。そして、重度障害者の方はほとんど国保です。社保は 2 割ぐらいしかいらっしゃいません。そうしますと、そもそも 3 億円を残すということ自体が、であれば、百歩譲って、だったら、自立支援をもっと前から、公費負担はそちらを使うようにというふうに指導すれば、この重度障害者医療費の助成のそもそもの金額が減っていたわけじゃありませんか。それを県は指導してこなかったということも言えるんじゃないですか。

山本障害福祉課長 それぞれの要因が不用額の増加に寄与したその量ははかることができないわけでございますけれども、先ほど申し上げたように、高額療養費制度の見直しあるいは受給者数も一昨年と比べて 1.4%減少しているという状況もございます。このように中で結果として不用額が増加したということでございます。ただ、不用額につきましては、冒頭申し上げたとおり、毎年不足額が生じないように積算しているというところもございまして、一定程度の不用額は生じております。平成 27 年度に、例年 0 円だったもの、ほとんどなかったものがいきなり 3 億円にふえたということではございません。一定程度あったものが、今申し上げた幾つかの要因で増加したということでございます。

小越委員 そもそも、だったら、そちらのほうを先に優先するような制度の指導がなかったということも指摘しておきたいと思えます。

それから、貸し付け制度を行うということで安心だというふうにお話をずっとされてきました。しかし、貸し付け制度の状況を見ますと、減っております。当初の平成 26 年 11 月は貸し付けが 384 件でしたけれども、直近でいきますと、今年 28 年 3 月、196 件です。貸し付けの件数が半分近く、3分の2ぐらいに減っております。また、決算書でいきますと、貸し付けの返還金を滞納される方が 60 件もいます。これはどうして貸し付け件数が減っているのでしょうか。滞納されている方はどのような原因なんでしょうか。

山本障害福祉課長 重度心身障害者医療費貸与制度の貸与件数が当初の約半分になっていることにつきましては、制度が浸透し、適正な借入れが行われるようになった結果であるものと考えております。

また、貸し付け制度の滞納が発生しているということに関しましては、医療機関の窓口での一旦の支払いが必要となる自動還付方式への移行に伴いまして、一旦の支払いが困難な受給者に医療費を貸し付ける制度を創設したものでございます。この制度は、お借りいただいた額を医療費として使っていただければ、市町村からの還付金を返済に充当する制度になっておりますので、その還付金から直接返済される仕組みになっております。借りたお金がお手元に残りまして助成金から返済されなければ、別途交付させていただく納付書によって納めていただくようにしているために、借りた目的どおり医療費に使えば未納が起これるということは考えられないものでございます。以上です。

小越委員 そうしますと、この貸し付け制度も、それから、今回の自動償還制度も非常に複雑です。全部払わないと返ってこないわけですよ。例えば今 11 月ですけども、11 月の医療費を 11 月末もしくは 12 月末までに全額お金を病院の窓口で払わないと返ってこないわけです。例えば 15 万円の入院費がかかったとする。そして、10 万円払った。5 万円ずつ払った。だけど、12 月までに払わなかったら返ってこないわけです。自動償還にならない。もう 1 回手続に行かなければならない。非常に複雑です。自動償還されずに、自分で償還したいってどのぐらいいらっしゃいますか。

（「決算にかかわったほうがいいですよ。決算に」と呼ぶ者あり）

小越委員 決算にかかわるんです。教えてください。

（「現状じゃん、現状」と呼ぶ者あり）

小越委員 去年の話です。

山本障害福祉課長 繰り返しになりますが、先ほどおっしゃった 15 万円、まあ、10 万円が限度額になっておりますので、10 万円お借りいただいて、医療費として 8 万円例えばお支払いいただいたとした場合、8 万円は市町村の還付金から直接返済されますが、残り 2 万円はお手元に残っているわけですので、納付書によって納めていただくことになっております。以上でございます。

小越委員 昨年から自動償還をやっているわけですがけれども、自動償還ができない方がいらっしゃるわけですね。15 万円と言いますがけれども、限度額認定証が発行されればそうかもしれません。でも、国保料を滞納されていると、限度額認定証が発行されない方がいます。そうしますと、全額払わないと自動償還されないわけですから、限度額認定証が発行されない方はどのぐらいいらっしゃるかつかんでいらっしゃると思いますか。

山本障害福祉課長 限度額認定証につきましてはそれぞれの市町村で取り扱いが異なっておりまして、多くの市町村で、特別な事情、国保の滞納がある場合でも限度額の適用認定証を交付していただくという措置をとっていただきますが、幾つかの市町村で原則どおりといいますか、限度額認定証の交付がしていただけないところがございます。そこについては限度額認定証が使えないという委員御指摘のことが発生しておりますけれども、これがどの程度の頻度で発生しているかということについては把握しておりません。

小越委員 この制度によりまして県の財政はかなり浮いたかもしれませんが、障害者の方にとってみれば、とても受診しにくくなり、お金の負担がふえたということが言えると思います。今回 3 億円ということになりますと、例えば甲府市でも不用額は決算で 1 億円残っております。途中、減額補正を甲府市はされているそうですが、3 億円は、これ、県の負担でございますよね。ということは、市町村、2 分の 1 ですから、ざっとですけれども、3 億掛ける 2 分の 1 ということは 2 倍と。そこにペナルティの金額も加えますと、かなりの分を、十数億円近くこの重度医療の窓口無料を廃止したことによって県の財政は浮かしたと思うんですけれども、こうなりますと、重度障害者の方にとって、これほど使いにくくなり、受診抑制されて、そして、県の財政だけがふえたということは私は不当だと思っております。（民間保育所等施設型給付費負担金について）

次に、保育の問題で行きます。私の意見の中では、不当と思われるもの、4 番ですけれども、県の誤った説明により主任保育士加算をはじめ、本来 4 月から申請できることをとどまらせることになり、保育行政が混乱した。もう 1 点は、特に留意すべき事項ということで、保育所の待機児童はゼロと発表しているが、年度途中の入所が難しいなど実態を踏まえての再検討をすべきではないかということで、主要施策成果説明書の 61 ページ、また、決算審査意見書 39 ページに基づいて質問をさせていただきます。

先日の部局審査の中で、不用額として残っている児童措置費と、民間保育所等施設型給付費負担金の 1 億円が残っていることをお聞きしました。これはなぜ 1 億円も残ったんでしょうか。

神宮司子育て支援課長 児童措置費の中で民間保育所等施設給付費県負担金、これにつきまして 1 億 3,800 万円の不用額が出るということでございます。これにつきましては、昨年度から施行されました新たな制度に基づきまして、それまで保育所等に県が助

成していたものを措置費といった言い方をしていましたけれども、新たな制度の中では施設給付という仕組みになりまして、保育所等で運営するに当たっての運営費につきまして公費の負担が新たな言葉で定義づけられたところでもあります。

また、これにつきましては、昨年度からいわゆる認定といっていますけれども、新たに、幼保連携型の認定こども園というところがございます。これにつきましては、いわゆる 1 つの施設の中で保育も受けられる、それから、幼児教育も受けられる。これは 1 号認定といっております。保育のほうは 2 号認定、それから、3 歳未満児というのは 3 号認定ということで、1 つの建物の中で、幼稚園的な機能、それから、保育所的な機能が認められるようになっていくわけですが、この保育所の中に特に幼保連携型の認定こども園につきましては、それまで幼稚園だったところが認定こども園に移行したという状況がございます。

幼稚園につきましては、それ以前の制度では別の助成制度が講じられているところでありまして、その幼稚園の費用負担の状況というのが、実は都道府県でばらばらであるというようなことがございます。これについて昨年度の新制度で幼保連携型の認定こども園に移行したところにつきましては、この助成制度から施設給付という新しい制度、これは内閣府が所管しております。そちらのほうの公費負担のほうに移行するに当たりまして、都道府県、いわゆる自治体間でばらつきがあったこの助成費用のところを全国統一の費用負担にしようということで、新たに、地方単独費用分という言い方をしていますけれども、全体の施設給付の、公定価格といっております。

その中に、そちらのほうに移行した認定こども園のいわゆる幼稚園相当の助成部分については、昨年度新たに制定された、必要な負担部分ということで見込んでおいたわけですが、これにつきましては、年度の終わりになりまして所要見込みを市町村からとりまして、助成を反映するという仕組みになっておりますが、初めての取り組みである、それから、幼稚園から新たに施設給付という制度のほうに移行していますので、市町村からもやはり見込みの基準、金額が、なかなか見込みがつかないということで、当初の予定どおりで見込んだところです。

また、この制度が、年度をまたいで例えば不足が生じた場合でも、その部分の補填ができないということがありますので、昨年度末に市町村の見込み額をそのまま減額補正をしないで、結果として余った部分が 1 億円になったということでございます。この全体の費用が 21 億円という予算のうち、20 億円の執行済みの中で、この 1 億円という部分が先ほどの制度の部分で不用になったものでございます。以上です。

小越委員

今までの認定こども園のところのお金の出し方が違ったからということもあるんですけども、今回の保育園の制度が変わる中で、利用定員、それから、主任保育士加算の問題について、この公定価格のところでは子供の人数がそもそも見込みより少なかったというふうにもこの前返事がありました。その中で若干気になることがございます。意見書の中にも書いたんですけども、利用定員について、それから、主任保育士加算について考え方が変わってしまったということで、当初は申請できるとされなかったために、例えば主任保育士加算がとれないと、障害児を入れることができないし、延長保育や、それから、休日保育は加算がとれない。そして、利用定員を超えてはならないとなりますと、定員以下でしか、100 人の定員だったら常に 95 人しかとれないとなりますので、その分の子供さんが入ってきませんから、このお金も少し浮いたんじゃないでしょうか。

神宮司子育て支援課長 昨年度の新制度移行に伴う中で、これにつきましてはその前年度から国での説明会等を受けまして、また、私どもも前年度から保育所・幼稚園等の担当者を

対象としました説明会を地域ごとに開催してきたところであります。そのときに、大きな違いとしましては、それまでは保育所の定員の中では、入所につきましては弾力的な運用ということで、定員を超過する入所について、国ではよかったわけですが、それが前年度の通知の中では、その弾力的な運用を廃止することになりまして、新制度の中では、定員を超える入所については弾力的なことが認められないという中で情報提供してきたところでございます。

また、主任保育士加算についてですけれども、これもやはり新制度移行の中で大きく変わったところが、主任業務に専任させるために新たに代替保育士を配置するという、それから、それぞれの保育所の中では、延長保育、あるいは一時預かり、病児保育といったような、例えば先ほど言いましたような障害児を受け入れるというような取り組みを行うということですが、それにつきましては2つ以上を実施しているというふうな要件が出たこと。さらに、これまではなかったわけですが、保護者をはじめ地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むというようなことが新たに主任保育士の中で求められている要件になったことで、非常に保育所の現場でも取り組みにくいという状況があったところでございます。

そういったことで、年度当初の中で定員を厳格に守って入所してきているというところがありますけれども、これにつきましては、その後の内閣府でも全国的な状況を受けまして、Q&Aで少しずつ運用について情報提供されてきたところでありまして、Q&Aの中では、実質的には弾力的に入所ができるような仕組みになっておるところで、年度の途中からは定員を超して入所しているというような実態になっているところなんです。以上です。

小越委員

利用定員の変更手続について、9月16日に県は市町村に通知を出しています。主任保育士加算については、年末の12月25日に出しております。その中で、平成27年4月27日に県が実施した園長・施設長会議において、主任保育士専任加算を算定することが難しくなった趣旨の説明をしたということで、これまでに寄せられた質問の中に書いてあります。県の当初の4月のときの説明で、主任保育士加算はなかなか難しいという説明があったため、だったら無理だということで代替保育士さんを置かなかった。それに伴って子供さんを受け入れることができなくなってしまった。利用定員を超えてはなかなか難しいということを、県から説明された。だから、定員を超えては、入れられなくなってしまった。そこで、本来は利用したいというお子さんが利用できなくなってしまったんじゃないか。

これは次の待機児童も関係するんですけど、国の調べによりますと、昨年と今年聞きますと、定員数が増加した自治体が、山梨県の中で100人以上保育園の定員が増加したのが、都留が212人、甲府205人、南アルプス118人、定員が今回100人以上ふえているんです。定員が、今回平成28年になってふえたのが877人です、全県で。平成27年のときに800人近くの方が、本来は保育園を利用したかったのに、利用定員の子の縛りや、主任保育士加算の説明によって入れなかったんじゃないでしょうか。いかがですか。

神宮司子育て支援課長 新制度に移行したときに、実は所管のほうも厚生労働省から内閣府のほうに移管したところがございます。また、新制度ということで、それまでの法律の適用から新たな法律の適用の中で保育所等の運営が開始されたということがございます。また、主任保育士加算の算定要件につきましても、本来ですと、これまでは県のほうで認定をしていたものですけれども、新制度の移行に伴いまして、市町村が現場のニーズを踏まえて、状況に応じて適切に対応するということの中で認定をすることとなりました。この新制度に伴った認定作業につきましては、全国的にも

この確認作業には相当期間を要したというように聞いております。昨年の場合でも、本県ではそういった申請事務の審査を7月以降から始めているわけですが、近県を聞くと、8月以降という県もございました。

また、先ほど言ったように、要件が厳しくて入所できないというところですが、ここにつきましては、保育所のほうに、市町村からの聞き取りですが、実際のところ、やはり保育所等で代替職員の確保が困難であるとか、あるいは先ほど申し上げましたが、要件として複数の事業を実施することが困難であるとか、あるいは地域によっては、地域に出向いたような子育て支援活動はまだできないというふうな理由で申請を諦めているというふうな実態があったように聞いております。

また、昨年、年度の初めには、内閣府でもそういった状況がなかなか把握できないところが、全国からいろいろな問題点と課題等が寄せられていまして、その都度、Q&Aが出てきたところがあります。私どももそういったその後の状況を受けまして、9月に通知を出した、あるいは12月に主任保育士の状況について県内での状況を取りまとめた情報提供を行ったところでありまして、そういったことで、市町村ではこういったことを踏まえて適正な運用をしていると考えているところでございます。以上です。

小越委員

市町村にとってみても、お母さん方や、保育園にとってみても、この9月、12月の通知を受けてからの対応ということで非常に混乱しております。それと同時に、次の、特に留意すべき事項の待機児童ゼロの問題です。主要施策成果説明書の中には待機児童ゼロと書いてありますが、このことでもう1回伺います。先ほどの質問の中にもゼロとありましたけれども、それは国の定めている待機児童の考え方でゼロというふうにされているのでしょうか。

神宮司子育て支援課長 委員御指摘のとおり、これにつきましては、国で待機児童の調査がございます。その調査の中で定義を踏まえてやっているところであります。

小越委員

待機児童の考え方の中で、例えば求職中、それから、育休中、それから、特定の保育園のみを希望している者というのが、そこは待機児童の中にカウントを山梨県はしていないのでしょうか。

神宮司子育て支援課長 求職は、これはいわゆる保育所に入れるということでありまして、それについてはカウントしていないということですが、国の定義によりますと、今入っている保育所が自分の第1希望ではない、ほかのところに移りたいというふうなことで待機している、あるいは産休・育休明けには保育所に入りたくて、そのときには入りたくてというように事前予約をしている、あるいは、ほかにも保育所があるにもかかわらず、特定の保育所に入りたくてというふうなことでそういったところを希望する、あるいは私的な理由によって待っているというものについては待機児童に含めないというような定義になっていますので、そういうことで取り扱っているところです。

小越委員

でも、ほかの県でいきますと、そのところを、例えば兄弟で同じ保育園に入りたいけれども下の子は入れない。だから、そこに入れなくなってしまう。それから、例えば10月に育休が明ける。だけど、10月の育休明けても保育園がないから、しょうがない、育休を4月まで延ばすと。そういうものにつきまして、それも潜在的ニーズということで待機児童にカウントしている県や市町村もありますけれども、山梨県はなぜそれをカウントしないのでしょうか。

神宮司子育て支援課長 本県におきましても、市町村がそういった認定事務を行っているところがあります。先ほどから出ておりますようにほかの県ではというところの待機児童の考え方も、自治体によって考え方が異なっているところでもあります。本県につきましては、待機児童ゼロと言っておりますけれども、実態とすれば、委員がおっしゃるとおり、自分の入りたい保育所があって、そのために産休・育休を延ばしているというような実態、あるいは兄弟入所につきましては、昨年、本県でも、本県の中では兄弟入所の優先順位を上げてもらって、兄弟入所、同じところに入れるように配慮を促しているところで、実際にそのように優先順位を上げて改定されているところですので、問題ないかと考えております。少なくともそれぞれの市町村の中でそういった独自の考え方に基づいてやっているという実態が、都市部のいわゆる待機児童が多いところではそういった独自の考え方を持っているところはありますけれども、本県では、待機児童ゼロというところの中では、国の調査に基づいた定義、同じ考え方でやっているものであります。

小越委員 これ、国の資料ですけれども、例えば甲府市では、特定の保育園のみを希望している者が 46 人いるわけです。その方々は、例えばさっき言った育休の話とか、兄弟入所の話とか、もう 1 つは、職場と保育園の距離ですね。職場は向こうに向かっていく。保育園は反対の方向に向かっていく。20 分 30 分。山梨県は交通網が車ですので、30 分 40 分をかけて保育園に行く。そして、また戻ってきて職場に行く。だったら、職場の近くの保育園に行きたいというのは当然なんです。そういうのを是正するべきじゃないかということは今、国が考えております。国が、通園に 30 分 40 分かかるとか、特に特定の保育園を希望している者を待機児童に入れるかどうか。特に地方都市に行きますと車での移動になりますので、今言っている待機児童ゼロというのは、山梨県に引っ越してきた人は……。

（「…委員長戻して」と呼ぶ者あり）

小越委員 ちょっと質問させてください。私、次の、行きますから。待機児童のカウントをゼロとしておりますけれども、山梨県に引っ越してきた方が、本当はこの園に行きたいけれども入れないじゃないかという声がたくさん出ているわけです。待機児童ゼロじゃなくて、潜在的ニーズがどのぐらいあるのか把握しておくべきだと思いますが、いかがですか。

神宮司子育て支援課長 委員おっしゃるとおり、甲府市においてはそういった待機の児童がおるといっているのは聞いておるところです。これは私的待機児童とっております。今、国のほうでは、待機児童の定義について検討委員会を立ち上げて検討しているところがあります。私どもはそういった検討状況を見守りながら、国のほうでそういった定義にもし変更があった場合には、それに従って対応していきたいと考えております。以上です。

小越委員 私、意見を申し述べておりますので、決算の意見についてどうなるかということをおっしゃっておりますが、意見を述べておりますから、昨年度のことでございますから言ってください。

（「お静かに…ますから、どうぞ」と呼ぶ者あり）

（「余計なこと言わんでいいよ」と呼ぶ者あり）

（「主張と意見は違うよ」と呼ぶ者あり）

小越委員

意見です、これは。ですので、特定の私的な理由による待機ということを国も考えておりますので、ぜひそのことを、待機児童の潜在的ニーズのことも含めてこれから検討いただかないと、待機児童ゼロというのは実態と今、乖離していると思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。以上です。

質 疑 森林環境部、エネルギー局、人事委員会事務局関係

（職員給与費等執行残について）

桜本委員 それでは、職員給与の執行残についてお伺いいたします。決算説明資料、森 9 ページ、企画総務費の職員給与費の執行残が 1,370 万円余、環境衛生総務費の同じく執行残が 4,738 万円余、森 10 ページ、林業総務費の職員給与費の執行残が 8,588 万円余と非常に多額の執行残を出している中で、森林環境部における 27 年度の職員給与費の執行状況についてまずお伺いをいたします。

市川森林環境総務課長 森林環境部の職員給与費の執行状況でございますけれども、森林環境部には、平成 27 年度 365 名の職員が在籍しております。これら職員のうち 293 名分を一般会計で、それから、72 名分を恩賜県有財産特別会計で支弁をしております。執行状況であります、森 4 ページ、企画総務費の職員給与費 2 億 4,462 万円余、同じく環境衛生総務費の 5 億 3,085 万円余、森 5 ページ、林業総務費の 1 億 4,028 万円余、飛びますが、森 15 ページ、恩賜県有財産特別会計の総務費の 5 億 1,823 万円余となりまして、職員給与費の支出済み額は合計で 2 億 4,340 万円となります。それからまた、一般会計で支弁をしております 293 名のうち、公共事業に係る職員 55 名分につきましては、一部が公共事務費で支弁をされておりました、その金額は 3 億 2,948 万円余となっております。以上でございます。

桜本委員 このように執行残が出た、293 人が一般分、72 名が特別分というようなことの中で、合わせて 365 人分の給与費、27 年度に限り特別大きな変更等があったんでしょうか。

市川森林環境総務課長 状況の変化ということではよろしいでしょうか。執行残が生じた理由と考えられますのが、まず職員給与費の予算の見積もりには、不足が生じないよう、余裕を持った積算をしているところでございます。それから、産休や育休、傷病休暇の代替職員の賃金につきましては、職員の給与費から流用して執行しておりますので、こうした不確定な経費を見込んで計上しているため、例年ある程度の不用額が生じているという状況でございます。こうした中で、平成 27 年度につきましては、国の会計検査に伴う時間外が増加することなどを見込んでいたけれども、結果的には前年度比、時間数では 16% 縮減されたこと、それから、公共事業費が見込み額よりも増額しまして公共事務費での支弁がふえたことなどによりまして、職員給与費においてまた多額の執行残が生じた、そういった状況がございます。

桜本委員 一般的に我々企業をつかさどっている者においては、例えば月次表を見ながら、去年の月次表とどれだけ差が出てくるのか、あるいは上期・下期別の見方だとか、いろいろなことの変化によって、通年使われている予算の流れを的確に見ながら、特に人件費の部分ですから、物品と違って仕入れたりするわけではありませぬので、非常に管理しやすい面があると思うんです。しかも、県の中では、議会も臨時議会等もありますし、補正も組める。そんな中で、例えば減額補正とか、あるいは補正の予算で、現状を見ながら、この分野については少し人件費の部分の流用を図ってもうちょっと精査できるのではないかと、というように、その中でやっぱり予算の使い道をもっと入念にチェックしたり、そして、管理を施すという、そういう月次管理みたいなことはされているんですか。

市川森林環境総務課長 予算の執行状況については随時チェックをしております。

桜本委員 このように特に人件費ということの中で、決まったサイクルでこういった変化が生じた場合、今まででもやはり関心を持っていたのか、無関心できたのか、その辺の流れについてはいかがなんでしょうか。

市川森林環境総務課長 予算の執行状況は随時チェックをしているわけなんですけれども、職員給与費というふうなものにつきましては、なかなか不測の事態が想定されますので、ある程度、年度後半というふうな状況にならないと状況が確定しないというような状況がありますので、随時、例えば流用するとか補正をするというふうなことはなかなかしにくい状況にあるというところでございます。

桜本委員 じゃあ、現状維持のまま、取り組みを少し見直していこうとか、そういった要素はないんですか。やっぱり予算というのは、年間を通じて、例えば今 11 月ですから、終わった月をきちっと見ていきながら、その流れを次にどういうふうに、例えば上期であれば下期にくっつけていくのか、あるいは前月の見方の中でこの後はどんなふうに進めていくか。例えば 1 年の中でも、12 か月間の給与の中で過ぎ去っていったものというのは、当然給与というのはその都度その都度余っていく。そうなってくると、後半に来れば給与費というのは積み重ねがだんだん大きくなっていくという、そういった中で、例えば 9 月だとか 12 月で減額の補正を組むとか、例えば他の事業費に流用するとか、そういった明確なものがなければ、最初に当初予算に積んで、積み残しでそれでいいという。そういった時代背景というか、県の予算ももうちょっとフレキシブルに考えを変えていかないと、硬直したものがずっとこれからも続いていく、そんな可能性を残していると思いますが、部長、どのように今後考えていくのかお答えください。

保坂森林環境部長 今回執行残が多いということで、委員の御指摘もありましたように、今後、ただ執行状況を漫然と確認しているということではなくて、貴重な予算ですので、その時々で執行状況をよくチェックしながら、補正等必要な対応ということがあれば、検討して対応していきたいと考えております。

（雑入について）

遠藤委員 それでは、決算説明資料、森 3 ページであります。雑入 2 億 4,899 万 1,000 円についての質問をさせていただきます。税外収入未収金調書によりますと、その内訳として、1 億 9,200 万円余が日向処分場における県の代執行ということですが、これ、調定年度が平成 17 年ということではございまして 10 年以上たっているということなんです、平成 27 年度においてどういう取り組みをしたのかお伺いをいたします。

村松環境整備課長 日向処分場関係の代執行経費の収入未済額 1 億 9,000 万円余への対応でございまして、債務者につきましては、法人とその代表者、2 者になりますが、法人につきましては現在休眠状態ということでありまして、また、代表者につきましては行方不明の状態になっているということでございまして。昨年度 27 年度の対応状況ということではありますけれども、債務者が先ほど申し上げた状態ではございまして、基本的には預金等を調べて、それを差し押さえるという形で回収を図ってきたところであります。その預金の回収もかなり進んでおりまして、昨年度につきましては、債務者の所在について情報を得るために、親族とか元の勤務先を訪問した

り、あるいは以前の住所地の固定資産の調査などを実施したところであります。

遠藤委員 今の説明で回収が進んでいるということを言われたんですけども、具体的な金額などはいかがでしょう。

村松環境整備課長 回収状況につきましては、最終の徴収が平成 26 年 11 月になっておりまして、昨年度は先ほど申し上げたような身元調査などを行いましたが、情報を得られずに回収はできておりません。

遠藤委員 今の説明ですと、今後進展する見込みがないような感じはするんですけども、こういう案件に対してどういう取り組みをしていくのかお伺いします。

村松環境整備課長 債務者の所在がわからないということもございまして、なかなか回収は厳しいという状況にあると認識しております。引き続き、そのほかの資産の調査などを行いまして、できる限り回収を図っていきたいと思っております。

遠藤委員 大変難しいことだと思いますけれども、努力のほどお願い申し上げます。
それからもう 1 点ですが、この雑入の中には、上野原の崩落による損害賠償というんですか返還請求ですか、これが合計で 3,300 万円余あるんですが、このことについての森林環境部としての取り組みをお伺いいたします。

金子森林整備課長 平成 27 年度ということでございましょうか。当該案件につきましては、当課の債権の 3,300 万円余のほか、県土整備部におきましても 1 億 5,800 万円余の債権がございまして、両部が連携して債権の回収に取り組んでいるところであります。平成 27 年度につきましては、県内金融機関の財産調査を行いまして、河川法に基づく優先債権となります県土整備部分 6 万円余の回収をしたところでございます。

遠藤委員 当初事故が起こったのが平成 18 年だと承知しているんですが、かなりの時間も経過をして、また、原因者もお亡くなりになっているという情報もございましたので、大変に難しい案件だと認識はしています。私は今回初めてこの件については承知をしたんですけども、どうも地元の方々等にお伺いをすると、もう崩れる前から、土盛りがあった時点から、地域の中ではかなり議論になっていたという情報もございます。森林環境という環境面をあずかっている部署として、その時点での対応が緩くなかったのかという疑問もあるんですが、この事件に対して森林環境としてどういうふうな指導を行ったのかお伺いいたします。

金子森林整備課長 崩落に至るまでの経緯ということも含めましてですが、違法な土砂埋め立てが発覚した契機というのは、平成 8 年 12 月の地域住民による当時の上野原町への通報でございました。この通報によりまして町が調査をしたところ、埋め立て面積が 500 平米以上ということで、町の土砂条例に基づきまして、事業者に対して土砂搬入の中止等の指導を行いましたが、事業者は、町のたび重なる指導にも従わず、埋め立てが継続されていたということです。平成 11 年になりまして、町から森林法にも違反しているのではないかとという相談を受けまして、県が現地を測量したところ、林地開発が必要となる 1 ヘクタールを超えていたということで、ここから県の行政指導を行いました。その後土砂崩落が発生するまで、県では 31 回の口頭指導、6 回の文書指導を行いまして、事業者におきましては、土砂の搬入の中止とか、のり面整形による復旧に着手するなど一部指導を受け入れておりましたが、何分、

事業地の規模が大きくて復旧に至らない中、平成 18 年 7 月の土砂崩落が発生したというような経緯でございます。

遠藤委員 その当時のことを今あれしてもしょうがないんですけども、そういう口頭指導 31 回、文書指導 6 回も行って何もできないということに対して、やはり疑問があるんですが、この件に関して森林環境部としてこういった所見をお持ちなんでしょう。

金子森林整備課長 やはり規模が非常に大きくて、業者もそれほど大きな業者じゃなかったのも、復旧に至らなかったというのが大きな原因と考えてございます。そこで、平成 19 年 7 月に 3,000 平米以上の土砂の埋め立てを規制する山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例、これを制定しまして、規模が拡大しない、復旧ができる範囲での指導ができるように、この件を教訓として対応したところでございます。

遠藤委員 私の地元でも、資材というふうに称していると思うんですが、建設業関係の方がいずれ使うという目的だと思うんですけども、土盛りしてあるようなところも何か所かあるんです。そういったことがある現状の中で、こういう条例制定後、平成 27 年を中心にどういう指導があったのか、具体的なことを教えていただきたいなと思います。

金子森林整備課長 平成 27 年度につきましては、新規の土砂条例の適用箇所が 2 カ所ございました。それについて指導を行っておりますとともに、先ほど委員おっしゃられたように、例えばその後使うとかそういう目的があるというようなこともありまして、形を変えていくというようなことがございます。そういうものに対して、変更の手続ということで二十数件の指導を行っているところでございます。

遠藤委員 近隣の方が心配しているケースもあるので、的確な対応を今後もお願いしたいと思ひまして、質問を終わります。

（富士山麓における廃棄物不法投棄の防止について）

渡辺委員 それでは、歳入歳出決算説明資料の森 5 ページ、主要施策成果説明書の 114 ページにあります、富士山麓における廃棄物不法投棄の防止について何点かお伺いいたします。平成 25 年に富士山が世界文化遺産に登録されてから 3 年余りが経過しているわけなんですけれども、その間、富士北麓地域には、魅力的な自然環境とか歴史・文化を楽しむために、国内のみならず国内外から多数の観光客が訪れることは周知の事実であります。そのような中、富士山は、本県はもとより世界の宝として、今後山梨県としても良好な環境をしっかりと維持していかなければならない、次の世代に継承していかなければならない、ということは大変大切な問題になっております。しかしながら、富士山麓地域ではいまだに不法投棄の現実が問題になっております。そこでまず、富士山麓における不法投棄の現状についてお伺いいたします。

村松環境整備課長 県内の不法投棄の状況につきましては、各林務環境事務所の監視活動などを通じて把握しているところでございます。富士山麓を含みます富士北麓地域につきましては、新規に確認された不法投棄が、平成 24 年度から 26 年度まで 100 カ所前後で推移してきたところでございますが、昨年度につきましては 170 カ所ということで増加している状況でございます。また、これに伴いまして、投棄された量につきましても、昨年度は平成 26 年度の 9 トンから 44 トンへと増加したという

ことで、今後の動向を注視していく必要があると考えております。

渡辺委員

平成 24 年から 26 年度が 100カ所で推移していたものが、平成 27 年度は 170カ所、量としても 9 トンから 44 トンに大きく増加したということで、本当に今後が大変心配になるような数字だと思います。

そのような中で、114 ページに書かれていますように、不法投棄産業廃棄物の撤去 13 トン、廃棄物監視及び民間委託によるパトロールの実施が 272 回と記載されているんですけれども、その具体的な内容について次にお伺いいたします。

村松環境整備課長 富士山麓におけるパトロール活動についてでございますが、富士・東部林務環境事務所に 2 名の廃棄物監視員を配置しております、富士五湖周辺や国道沿いを中心にいたしまして、昨年度は 240 回のパトロールを実施したところでございます。また、休日や夜間につきましても、民間警備会社に委託をしまして、富士・東部地域で 32 回のパトロールを行ったところであり、これらを合わせまして 272 回という状況でございます。また、撤去活動につきましても、通常、先ほど申し上げました廃棄物監視員のパトロール中に可能なものについては撤去すると同時に、富士山麓につきましても、NPO や関係事業者団体などと協力いたしまして、長期間放置されております産業廃棄物の撤去に取り組んでいるところでございます。その撤去数量が昨年度は 13 トン程度ということでございました。以上でございます。

渡辺委員

定期的にパトロールを 2 名態勢で行っているということで、パトロールを行うことによって、未然に不法投棄を防止していくことも大変重要でありますし、そのパトロールで随時、撤去できるものは廃棄物を撤去していくということも大変重要です。ぜひ今後ともしっかりとパトロール活動等をしていただいて、不法投棄の防止に努めていただければと思います。またその一方で、NPO と連携して不法投棄の撤去を行っているということなんですけれども、これ、きっと 27 年度だけではなくて、今までずっと NPO と協力してやってきていると思うんですけれども、これまでの撤去実績等についてお伺いいたします。

村松環境整備課長 本県では平成 23 年度から富士山麓において長期間放置されていてなかなか撤去が進まない不法投棄された産業廃棄物につきましても、富士山クリーンアップ事業という事業を実施しております。この事業につきましても、富士山麓で 3カ所に不法投棄された産業廃棄物につきましても、ボランティアによる撤去活動に取り組んでいる NPO や関係事業者団体などと協力をいたしまして撤去を行っているところでございます。これまでの撤去実績につきましても、3カ所のうちの 2カ所については、平成 25 年度までに延べ 1,946 人のボランティアの方に御参加いただきまして、廃タイヤを 3,597 本、それから、建設廃材約 100 トンを撤去したところでございます。また、残るもう 1カ所でございますけれども、平成 26 年度から撤去活動に取り組んでおりまして、平成 27 年度までに 2,094 の方が御参加いただきまして、平成 26 年度が 15 トン、それから、平成 27 年度につきましても、先ほど申し上げましたとおり 13 トンということで、合わせて約 28 トンの建設廃材の撤去を行ったということでございます。

渡辺委員

今まで継続して NPO の方々と一緒にそういった撤去活動を続けてこられているということなんですけれども、今説明を聞いていますと、本当に建築資材とか廃タイヤとか産業廃棄物業者がおそらく来て投棄していつているものも多数あるという現状を見る中で、今後も不法投棄の根絶を図っていくことはなかなか大変だということでは理解しているんですけれども、やっぱりこういうふうに小まめにパト

ールを行ったり、撤去活動を続けるようにして、できる限り不法投棄をなくしていくことが今後の不法投棄の防止につながると、そのように思っていますので、ぜひとも今後とも取り組んでいただきたいと思います。また、それに伴って、地元の市町村や団体等ともぜひ連携をとるようにしていただいて、この事業を今後も続けていただければという要望をして質問を終わらせていただきます。

（CLT工法等新技術の導入について）

早川委員

主要施策成果説明書の33ページ、一番下の④です。CLT工法、クロス・ラミネーティド・ティンバー等の新技術の導入について伺います。この工法の新技術の導入が林業振興にとって効果的ということで、この事業をやられているわけですが、私たちの委員会も岡山県に行きまして、銘建工業に行って、先進的なCLT工場を見てきました。そんな中で、やはりここにも書いてあるとおり、今までなかなか難しかった中高層の建物の木造化を可能とするのに、CLTは効果的だと感じたところです。それをやはり県でもその事業をする、それが効果的なことで、27年度に事業をして取り組み内容とかが書いてあるんですけども、もうちょっとこの中身の具体的な取り組み内容と、例えばここにシンポジウムとか検討会とあるんですけども、その中で出た意見とか、可能性調査をしたとか、そういう課題も含めて、県の手応えというんですかね、より具体的な事業効果についてまず聞きます。

桐林林業振興課長 平成27年度におけるCLT工法等の新技術の導入の取り組みとしては、県内建築士や森林組合等から成ります検討委員会の開催や、導入可能性の調査を実施しました。また、普及に向けては、木材業者や建築関係者等を対象とした、CLT工法を紹介する技術研修会、また、関係者及び一般県民向けにシンポジウムを開催したところであります。

その中で、検討委員会においては、CLTパネルが建築材として相当な強度を出せるということから、本県民有林に多い杉の活用が提案されたところであります。また、導入可能性調査につきましては、県内にCLT工法による建築の実例がないことから、実際に建築が期待されます代表的用途につきましてCLT工法の導入モデルの検討の必要性が報告されたところであります。また、技術研修会につきましては48名、またシンポジウムには229名の参加があるなど、県内の関係各層、また県民の皆様にもCLT工法の周知を図ることができたものと考えております。以上であります。

早川委員

杉が良いという報告であったようだが、CLT工法等の導入は、林業振興、特に、民有林の需要拡大が大切だと思うんですね。平成27年度のいろいろな意見とか反省も踏まえた中で、今後の展望と展開をお答えいただければと思います。

桐林林業振興課長 先ほどもお答えいたしました。県内にはCLT工法による建築の実例がないという指摘もありましたことから、本年度につきましては、CLT建築物のモデル設計を作成いたしまして、建物建築に直接かわります県内建築士等を対象に、新たな技術研修会を開催する予定であります。また、CLT工法の一層の普及につきまして、今、県企業局におきまして、米倉山太陽光発電所PR施設として、杉材を使用しましたCLTパネルによります屋外休憩施設の建設を進めているところであります。今後、集成材等の既存工法に加えまして、新たな技術でありますCLT工法の導入を進めて、建築物の木造化を促進し、県産材の利用拡大につなげていきたいと、そのように考えております。以上であります。

早川委員 いろいろ展望があつてですね。先ほど答弁ではちょっと企業局の米倉山が出てきましたけれども、どちらかというと、県下全域にどうやって広めていくかということだったんですけれども、もう 1 つもしできれば、書いていないんですけれども、県有施設ありますよね。人にアピールする前に自分の施設だと思ふんですけれども、私、例えば具体的にオリ・パラの施設で、富士山にマッチした北麓公園の球技場に CLT を使うべきと平成 27 年度から訴えてきているんですけれども、そういう県有施設、県庁の施設についても CLT 工法等を導入することにより、上手に PR していくべきだと思ふんです。こうしたことが、大切だと思ふんですけれども、その点についていかがでしょうか。

桐林林業振興課長 県有施設の木造、また木質化につきましては、庁内に県産材利用推進対策連絡会議を設置しておりまして、木材の利用の推進を図っているところであります。今後、CLT 工法につきましても、委員がおっしゃるとおり連絡会議の場を通じまして、木造建築の新たな技術として、広めていきたいと考えております。以上であります。

早川委員 知事も公約で言っているの、オリ・パラの関連施設についてもぜひお願いしたいと思ひます。

（やまなし F S C 認証材販売促進プロジェクトの推進について）

続いて、主要成果説明書の 34 ページ、上から 2 つ目、やまなし F S C 認証材販売促進プロジェクトの推進について伺います。この F S C は、県有林と民有林の、山梨県の木材を宣伝する認証だと思ふんですけれども、その県産 F S C 認証材を、県内外で需要拡大を図っていくために、展示会等による販売促進活動とか、認証材の直接販売等により安定供給を図ったとここに書いてあるんですけれども、これももうちょっと具体的な内容と、もっと具体的な事業効果についてお伺いできますか。

山田県有林課長 販売促進活動につきましては、工務店や木材流通事業者向けの建材の展示会に出展しているところです。それと、木製の食器などの生活用品をふるさと特産品フェアでも展示して、県内外に県産 F S C 認証製品の PR を行ったところです。このことによりまして、企業などから認証材の調達の間い合わせとか、直接 F S C の森林を見たいということで県有林の見学申し込みがふえてきたところでもあります。また、県産 F S C 認証材の活用を目指します伐採事業者とか木材加工事業者等で構成されます企業グループの募集を行ひまして、現在までに住宅や店舗向けなどに 6 グループと販売協定を締結し、認証材を安定的に供給したことによりまして、確実に認証製品という形で最終消費者まで届くようになったということがございます。これに加えまして、東京オリンピック・パラリンピック競技施設向けに 3 グループとも協定を締結しておりまして、競技施設での採用が決まり次第販売していきたいと考えているところです。

早川委員 そうすると、もろもろやって、具体的に書いてあるように、東京のオリ・パラのそういうアプローチがあるということで、アプローチをしたということによろしいですね。

山田県有林課長 競技施設を請負っている建設会社等へ、働きかけをしているが、まだ決定ということにはなっていないんですけれども、そこに働きかけています。

早川委員 ぜひ継続的にお願いしたい。最後になりますけれども、やはり 27 年度、この事業、非常に効果的な事業だったと思ふんですけれども、この反省点を踏まえる中で、

本当にこれも県有林、民有林、山梨の木材を宣伝していくのにまたとない好機だし、大切だと思うんですけども、今後の展望について聞いて、以上で質問を終わります。

山田県有林課長 先ほど言いましたように、県内外のイベントでPRしたことによりまして、認証材調達の問い合わせ等がふえてきたということ踏まえ、今後も県産FSC認証製品を取り扱う事業者と連携を図る中で、より多くのイベントに出展するなど認証製品を広くPRするという事を考えています。それと、新たな認証製品の開発に取り組んでいるような企業がございますので、そういうところにも支援していきたいと考えています。また、認証製品が消費者まで届くということで認知度の向上が見込まれますので、より認証製品としてのPR効果が期待できる企業などに県産FSC認証材を安定供給することによりまして、認証材の需要拡大につなげていきたいと考えています。

それと、東京オリンピック・パラリンピックにつきましても、今後具体化してきます選手村などの関連施設につきましても、県産FSC認証材が利用されるように積極的に働きかけていきたいと考えています。

（地球温暖化適応策の推進について）

清水委員 主要施策成果報告書の111ページの真ん中にあります、地球温暖化適応策の推進についてお尋ねいたします。一昨日、日本もパリ協定を批准して、今年の3月山梨県もやまなしエネルギービジョンが策定されて対策・活動がスタートしたんですけども、ここにあります緩和策及び適応策についての検討結果、これについて御説明をお願いいたします。

秋元エネルギー政策課長 地球温暖化対策につきましては、CO₂などの温室効果ガスの排出を減らしまして温暖化を食い止める緩和策と、地球温暖化による気候の変動と影響に備える適応策の2つがございます。平成28年2月の山梨県環境保全審議会地球温暖化対策部会におきまして、本年度末に改訂予定の山梨県地球温暖化対策実行計画の中に、緩和策とともに今後本県としての適応策を盛り込むことを決定いただきました。そのうち、緩和策につきましては、やまなしエネルギービジョン等新たに策定・改訂いたしました県の行政計画等を反映した内容としていきたいと考えております。また、適応策につきましては、現行計画の中では適応策の検討という内容のみにとどまっておりますが、昨年11月に国が策定いたしました気候変動の影響への適応計画の内容を踏まえながら、農業、森林・林業、水環境・水資源、自然災害等の各分野に分けた適応策を盛り込んでいきたいと考えております。以上でございます。

清水委員 3月に策定したエネルギービジョンがスタートしたわけなんですけれども、今のような内容を含めて、平成27年度のCO₂排出実績を御説明いただきたいのと、わかっただけなんですけれども、そこまでに至る23年、24年、25年と、その辺の数字を教えてくださいませんか。

秋元エネルギー政策課長 23年度からでよろしゅうございましょうか。

清水委員 はい。

秋元エネルギー政策課長 平成23年度から平成25年度の本県におけるCO₂を含む温室効果ガスの排出実績につきましては、森林吸収源対策を加味した場合に、平成23年度が

634万2,000トン、平成24年度が637万2,000トン、平成25年度が647万7,000トンとなっております。なお、平成24年度と平成25年度につきましては、国の公表データが暫定値でございますが、確定値は本年度末に公表が予定されております。御指摘の27年度でございますが、平成26年度と平成27年度につきましては、本県の温室効果ガス排出量算定の基礎資料でございます経済産業省作成の都道府県別エネルギー消費統計の公表が2年おくれとなっております、現時点では公表されていないことから、排出量の算定が困難となっております。今後公表され次第、速やかに排出量を算定し、公表を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

清水委員 やまなしエネルギービジョンの目標年度が2030年になっているんですけども、この目標に向けた目標達成の計画、どんな感じで推進していくのかを御説明いただきたいと思っております。

秋元エネルギー政策課長 エネルギービジョンの目標年度は2030年度を目標年度といたしまして、県内の電力消費量の70%を自給していくという計画を立ててございます。それに伴いまして、本県の地球温暖化対策実行計画につきましては現在改訂作業中でございますが、本年5月に閣議決定されました国の地球温暖化対策計画によります新たな温室効果ガスの削減目標との整合性を図るとともに、本年3月に策定いたしました御指摘のやまなしエネルギービジョンに基づいた施策展開、目標との整合性も図っていきたくと考えております。具体的な削減計画につきましては、山梨環境保全審議会地球温暖化対策部会におきまして本年度末の改訂を目指して御審議をいただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

（エコライフの普及や省エネ定着のための県民運動の推進について）

清水委員 続きまして、もう1点、112ページのエコライフの普及や省エネ定着のための県民運動の推進について二、三お尋ねいたします。省エネ県民運動というのをレインボーアクションという形ですと以前からやってきまして、県民の皆さんも一生懸命いろいろな角度からやっているんですけども、この普及とか定着というのがなかなか見えない。こういうものをどんな指標で判断してきたんでしょうか。その辺を御説明いただきたいんですけども。

市川森林環境総務課長 県におきましては、省エネ県民運動、それから、エコライフ県民運動といった取り組みをしておりますけれども、エコライフ県民運動におきましては、例えばマイバッグ運動などによりましてマイバッグの持参率、それから、エコドライブ運動によるエコドライブの宣言率、これらなどをもとに算出されるCO₂の削減量などを指標として県民の皆様にお示ししているという、そういう状況でございます。

清水委員 なかなか私の身の回りにいる女性の方も、自分たちは一生懸命やっているけれど、どのくらい変わっているかよくわからないという声をたくさん聞くんです。そういったものの定着というか、普及・定着をやりたいんですけども。
もう1点それに関連して、今後もっとPRあるいは理解していただくために、県民に対してどんな方策をこれから考えていこうとしているのか、そこについてちょっと御意見をいただきたいんですけども。

市川森林環境総務課長 まずエコライフ県民運動というのは、身近な暮らしの中で日々取り組んでいただく、できるだけ多くの皆様に取り組んでいただきたいということで、例えば今、環境家計簿というふうなこともやっておりますが、これをもっとより組み

やすく、あまり負担感のないように、今年度につきましては、これまでは電気の使用量とか、ガソリンやガスといった使用量について記載をしていただくような形をとっていたんですが、より取り組みやすい形ということで、電気に特化しまして、電気の使用量についてまず取り組んでいただく。できるだけ取り組みやすい形にして、そういった結果を幅広くホームページとかさまざまな環境活動のイベントなどにおいて県民の皆様にお知らせをしていきたいと思っております。

以 上

決算特別委員長 望月 勝